

災害時における電気設備等機能復旧に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡電業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）により、福岡県災害対策本部が設置される庁舎等の電気設備、電気器具または配線（以下「電気設備等」という。）に異常が発生した場合における機能復旧対策業務（以下「復旧業務」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県災害対策本部が設置される庁舎等の電気設備等が災害により、作動不良等の異常が発生した場合に、その機能の確保及び回復のため、甲と乙との基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認めた時は、乙に協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づいて、甲が乙に要請する復旧業務の対象となる施設は次の通りとする。

- (1) 福岡県災害対策本部が設置される庁舎
- (2) 県内の各市町村の災害対策本部が設置される庁舎
- (3) 避難所
- (4) その他災害対策上、甲が必要と認める施設

（業務内容）

第4条 甲が乙に対し要請する復旧業務は次の通りとする。

- (1) 電気設備等の損壊箇所の被害状況把握と甲への報告
- (2) 分電盤等電気設備の復旧、照明設備等電気器具の復旧及び屋内配電線路等配線の復旧・増設
- (3) 機能不良箇所の復旧を行うための人材（技術者）の派遣
- (4) 復旧が完了するまでの一時的な発電機、仮設灯、簡易な冷暖房機器の設置
- (5) その他甲が必要と認める電気設備等に関する応急業務

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。


（要請に基づく乙の措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（復旧業務の施工）

第7条 乙は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 現地に甲の職員が派遣されていない時は、電話等にて指示を仰ぐものとし、それも出来ない場合には、乙の責任において施工出来るものとする。



（完了報告）

第8条 乙は、復旧業務を完了した時は、その状況を速やかに別紙第2号様式により報告するものとする。

（費用負担）

第9条 乙が復旧業務に要した費用は、甲又は甲の指定する市町村が負担する。負担額については、乙から提出された別紙第2号様式に基づき、災害発生直前における適正な価格により算出するものとし、速やかに工事請負契約を締結し支払うものとする。

2 乙が復旧業務に要した費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する市町村から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が第3条の対象施設に移動する際には、必要に応じて乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡体制の整備)

第12条 甲及び乙は、復旧業務に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を別紙第3号様式により、甲に毎年4月に報告を行うものとする。ただし、体制が変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 21 年 3 月 27 日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡



乙 福岡市中央区平尾2丁目14番10号  
社団法人 福岡電業協会  
会長 橋田 紘一



この写は原本と相違ありません。

福岡市中央区平尾2丁目14番10号  
社団法人 福岡電業協会  
会長 橋田 紘一

書類名